年３月31日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。 ［表略］ （記載上の注意） ［略］ （備考） 銀行法第24条第１項（信用金庫法第89条第１項及び協同組合による金融事業に関する法律第６条第１項において準用する場合を含む。）又は株式会社商工組合中央金庫法第57条第１項の規定による報告又は資料の提出をしたときは、当該報告又は資料の提出をもって、本様式による資産査定等報告書の作成及び提出に代えることができる。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	年３月31日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。 ［同左］ （記載上の注意） ［同左］ ［加える。］

附　則

この府令は、公布の日の翌日から施行する。

府　令・省　令

○内閣府令・総務省令・文部科学省令第一号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十六条及び第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
文部科学大臣　松本　洋平

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（特定疾病給付対象療養に係る組合の認定） **第百十条の四の二**　令第二十三条の三の二第七項の規定による組合の認定（以下この条において単に「認定」という。）については、第百十条の五第一項又は第百十条の六第一項の規定による認定を受けることにより、認定を受けるものとする。ただし、令第二十三条の三の四第三項第一号又は第二号に掲げる者については、認定を受けているものとみなす。	（特定疾病給付対象療養に係る組合の認定） **第百十条の四の二**　令第二十三条の三の二第七項の規定による組合の認定（以下この条において「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十一条第七項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付（以下この項及び第四項において